

「千葉市市民自治によるまちづくり条例」の解説書を作成しました！

千葉市では、「千葉市市民自治によるまちづくり条例」を市民の皆様へ周知し、理解を深めていただくための解説書を作成しましたので、お知らせします。

1 趣 旨

「千葉市市民自治によるまちづくり条例」は、市民の皆様が「将来に引き継ぎたいと思えるまち」の実現に向けて行うまちづくりを後押しするためのもので、まちづくりにおける市民の皆様、町内自治会、市民活動団体などの役割、市の責務などを定め、本年4月1日に施行しました。

本解説書の作成にあたっては、附属機関「市民参加協働推進会議」の助言を得ながら検討を進めました。読んだ方に当事者意識を持っていただけるよう、解説の主語を「わたしたち」としているほか、地域の活動事例やコラム、イラストなどを用いることで具体的なイメージを持てるよう心がけました。



表 紙

2 公 表

(1) 公表日

令和2年4月23日（木）

(2) 公表方法

ア 市ホームページ掲載

【URL】

<https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/machidukuri-jourei-top.html>

イ 市内施設での閲覧

市民自治推進課（千葉市役所8階）、市政情報室（千葉中央コミュニティセンター2階）、各区役所地域振興課、市図書館、市コミュニティセンター、市公民館、千葉市民活動支援センター、千葉市国際交流協会、千葉市ボランティアセンター、各区ボランティアセンター、ちば生涯学習ボランティアセンター、千葉市生涯現役応援センター

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、現在休館している施設があります。閲覧開始日は施設ごとに異なりますので、予めご了承ください。

3 添付資料

「千葉市市民自治によるまちづくり条例」解説書